

山形県こども・子育て笑顔プラン（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する県の考え方

1 意見の募集期間

令和7年2月10日（金）～令和7年3月9日（日）まで

2 提出された意見の件数

45件（意見者数4人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	本プランは、こども基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困対策の推進に関する法律、母子及び父子並びに寡婦福祉法、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく既存の5計画を統合しているが、各計画項目がどの法律に基づくものか、理解できる仕組みや記載にすることは可能か。	各法律は異なる視点からこども支援を定義し、様々な施策について規定していることから同じ計画項目が複数の法律に跨る場合もあること、こども基本法に基づく、こども大綱においても個別の法律の根拠を明記していないため、特定の計画項目がどの法律に基づくかを明確にすることが困難です。 計画を一体的かつ総合的に策定することで、こどもへの支援を効果的かつ持続的に実施し、各種法律や施策が示す支援の枠組みを連携しながら、こどもたちが直面するさまざまな課題に対し、切れ目ない支援に努めてまいります。
2	各主体の役割の「県の役割」「市町村の役割」について、社会全体でプランを適正に推進するため、自治体の責務として「連携する団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」と追記してはどうか。 多くの事業における連携相手として「民間団体」が挙げられているが、世上には多様な民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定される。	県は、連携（委託等）し事業を実施するにあたっては、委託団体が法令を遵守していること、宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと、山形県暴力団解除条例の規定に基づく確認をし、県の公信力が損なわれることのないように、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断しております。
3	各主体の役割の「企業（事業者）の役割」について、事業者の方がより幅広い意味があるので、事業者に変えた方がよいのではないか。	事業者に修正します。
4	各主体の役割の「保育所・幼稚園・学校の役割」にフリースクール・放課後児童クラブ・放課後学童保育等も含みますか。	こどもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所という視点で考え、フリースクール、放課後児童クラブも含まれます。

5	施策の推進方向の対象と各主体の役割にある各主体（例えば、県、市町村、県民、家庭（保護者）等）とは、どのように整理されたのでしょうか。	支援の対象を「こども・若者」、「子育て当事者・家庭」、「地域社会」に分け、これらの対象に対して県、市町村、県民、家庭（保護者）、事業者、保育所・幼稚園・学校、地域社会が果たす役割を示したものです。
6	ライフステージに応じた施策の展開の乳幼児期・学童期・思春期・青年期について年齢を記載することは可能か。	追記します。
7	計画の評価について、外部委員等からなる「子育てするなら山形県推進協議会」において外部評価するとあるが、こども基本法第 11 条は担保されるか。手段としてこどもの評価を直接反映するための仕組みはあるか。	こども基本法に基づくこども等の意見を反映するため、子育てするなら山形県推進協議会の委員には公募により大学生（若者委員）を委嘱しております。また、山形県こども会議等の開催により、こどもが意見を表明する機会や、こども施策に関する意見を自由に提出できるよう WEB サイトにこども意見箱を設け、いつでも意見を表明できる環境を整えています。これらの機会を通して、こどもたちの意見を政策に反映してまいります。
8	評価を踏まえた対応について、評価を毎年度公開すると明記されており、素晴らしいと思う。 可能であれば、評価のみならず、推進協議会の資料、議事等も併せて公開し、どのような情報を基にどのような議論が為され、その結果が導きだされたのかまで公開すると、より市民の理解が深まり、事業を進めやすくなると思う。	協議会の資料、議事録も併せて公開しております。引き続き、県民の方に分かりやすい情報の公開に努めてまいります。
9	計画全体の評価とは別に、本計画に関する様々な施策、事業に関して、自治体において年度ごとに事業評価がなされ確実に市民に公開されることを望む。	施策を検証する数値目標を 51 項目設け、毎年度評価し、公表してまいります。
10	少子化対策について、現在こども家庭庁が主管する各種の支援事業には出生率改善と相関する事業は存在しないことから、個々の自治体において支援事業と出生率改善とを独自に結びつける際には地域の事情に沿って十分にその効果とコストとを考慮し、その結果を市民に開示することが必要に思う。	少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育て希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることから、特定の施策が直接出生数に影響を与えるものではないと考えております。 そのうえで、他の地域の成功事例を参考にしながら、地域の事情に沿って少子化対策に資する様々な支援事業が実施できるよう、きめ細かな少子化対策の展開を図ってまいります。

11	本プランに表及びグラフに単位（％・人）が未記載となっているものがあるので記載してほしい。 全国と山形県のデータがある表（図１、図５、図６）で文字の色が異なるが、全国を赤字と山形県を青字で記載してほしい。また、全国の数値がない場合は山形県の数値であるとの理解でよい。	単位を追記します。 図５、図６、図３４、図３５について、全国は赤字、山形県は青字で統一します。 また、全国の数値がない場合は山形県の数値です。
12	こども・若者の意見の扱いについて、こども計画において、特定の主義主張に紐付けられるような記述をしていないよう、安心した。 例えば他県事例では「差別のない社会を作る一員として意見発信」といった形での記載が見られますが、これでは「差別のない社会を作る」ため以外では意見発信できないなど、特定の主義主張に沿った意見や議題以外が封殺される懸念があります。本来の趣旨に添って、こども・若者が自分の関わることに對して真に自由に意見発信ができるように、一切の主義主張や思想と切り離れた記載となるよう、ご配慮を頂きたいをお願いします。	こども・若者が、安心・安全に、その年齢や発達の程度に応じ意見を表明できるよう、こども・若者のセーフガーディング指針を定め、取組みを進めてまいります。
13	こども・若者が意見を表明できる機会の確保における県並びに自治体の責務として、「こども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮する」と追記してはどうか。	
14	こども・若者が意見を表明できる機会の確保における県並びに自治体の責務として、「意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、あるいは一部の属性に偏らないように努める」と記載してはどうか。	
15	こども・若者が意見を表明できる機会の確保において「こども・若者の意見が、どのように県のこども施策に反映されたのか、こども・若者に限らず広く周知を図ります。」と追記されてはどうか。 こども・若者へのフィードバックによる意見発信の促進に加え、所謂おとなから本活動が広範に理解と支持を得られるように	意見を聴く対象が一部の属性に偏らないよう、多様な意見表明の機会の確保に努めてまいります。また、「審議会等設置及び運営に関する指針」に基づき、若者委員の積極的な登用や、一部の委員が長期にわたって就任することのないよう配慮してまいります。 「その結果について、広く周知を図ります」と追記し、こども・若者の意見の反映状況について、広く発信してまいります。 なお、今年度当プランの策定のために開催した「山形県こども会議」におけるこども・若者の意見とそのプランへの反映状況については以下により公開しています。

	するためには本活動の内容が十分に周知される必要がある。 また、こども・若者の意見の政策反映について、連携する団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、そしてその提言に対する行政の対応など、細やかに情報公開に努めることが求められる。意見を発したこども・若者のみならず、発しえなかった方にも次に繋がるよう、また、一般的な参政権に基づく民主主義とは異なるプロセスでの政策決定に繋がる可能性のある取組であることから、その政策反映の過程はいつでも誰でも見られることが理想である。	こども会議の HP アドレス https://www.pref.yamagata.jp/010001/kodomomeeting.html
16	本プランは、令和5年度第2回子育てするなら山形県推進協議会から令和6年度第2回「子育てするなら山形県推進協議会」において協議されているようですが、令和6年度第2回「子育てするなら山形県推進協議会」に山形県こども会議の参加者代表が参加しているが、本プランを策定するにあたって、こども基本法第11条の規定に基づきとった対応はどのようなものか。	こども基本法第11条に基づくこども施策に対するこども等の意見の反映の措置は、こどもたちの意見を施策の策定や実施において尊重し、活用するための取組です。「山形県こども会議」の開催やWEBサイトに「こども意見箱」の設置を行い、こども・若者からの意見を聴取し、本プランを策定いたしました。
17	こども・若者が意見を表明できる機会の確保に、県外に転出した若者が情報提供を受けることや意見表明できる仕組みはあるか。また、交流人口として県外から来る若者の意見を聴取する仕組みはあるか。	事業概要に「県内外の本県にゆかりのある若者を対象とした地域活動や山形での暮らし方・働き方に関する意見の聴取」を追加します。 多くの若者からインターネット等を活用して意見を聴取し、県政に反映させる取組を実施してまいります。
18	こどもの権利の周知啓発で子どもの権利条約の周知や中学校や高校の校則に生徒の意見を表明できる仕組みはできるのか。	こどもの権利の周知啓発においては、子どもの権利条約も含め、こどもの権利に関して広く県民に向けた周知啓発を行います。 また、中学校や高校の校則については、各校の判断で定められるものですが、県としては、生徒自身が考える機会を設けるよう周知するとともに、こどもの権利が認知されるよう取組を進めてまいります。
19	郷土への愛着や誇りを醸成する活動の推進のなかに記載のある学校における県民の歌の普及に山形県スポーツ県民歌「月山の雪」は含まれるか。	含まれます。「月山の雪」について、こどもから大人まで親しんでもらえるよう、引き続き県のホームページ等で普及してまいります。

20	S T E A M教育の充実の「STEAM」の用語解説を付記していただけないでしょうか。	付記します。
21	読書活動の推進は乳幼児期における保護者の本の読み聞かせが読書の習慣につながるような取り組みをしていただきたい。	令和6年度から「第4次山形県子ども読書活動推進計画」を策定し、こどもの豊かな心を育成するため、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動を推進しております。
22	地域の歴史や文化、産業の学びを通じた地域住民との「かかわり」の機会の充実は小学校の義務教育段階より実施しているものではないか。	こどもの頃から郷土への愛着を形成することは、若者の県内回帰・定着の面でも有効であることから、地域の歴史や文化、産業の学びを通じた地域住民との「かかわり」の機会は小学校より実施しております。
23	県審議会等への若者の積極的な登用の推進の数値目標が若者1名以上登用している県審議会の割合とあるが、複数名を登用する必要はないのか。特にこども政策に関わるものは複数名必要ではないか。	審議会の性格等によっては、特定の知識・経験を要する場合もあることから、複数名の若者の登用が困難な場合もあり、1名以上としております。 なお、こども政策に関わる2つの審議会では、それぞれ複数名の若者を登用しております。
24	県外への男女別転出超過数（年齢5歳階級別）について、平成28年度からの推移をみると、男女ともに20～24歳の層のマイナス幅が一番大きく拡大している。将来生まれてくるこどもの数に大きな影響を及ぼすこの層の転出超過状態を改善することが重要である。 この層の転出超過状態が続くのかについて分析し、その対策についても記載しておく必要があると考える。	県外への転出者数は高校を卒業する時期、大学等を卒業する時期が多く、県外大学への進学と、高校・大学等を卒業との県外への就職が大きな要因と推定されます。 それを受け、県では、若者が県内で暮らし働きたいと思えるよう安定した雇用の場の創出につとめ、県内企業に関する情報を県内外に発信し、若者の県内定着・回帰を推進していく旨記載しております。
25	令和6年度県政アンケート調査によれば、若者が地域に定着し、意欲的に仕事や地域活動に取り組むために必要なことの1位は「安心して働くことのできる労働環境の充実」、2位は「職場や地域が若者の活躍の促進に積極的であり、理解があること」である。 この1位、2位の項目が十分でないことが若者の県外流出の背景にあるのではと考える。山形県には、もっと働く場（若者が求める場を新たに創出することも含め）と若者の活躍への県民の共感が必要である。	若者と県内企業をつなぐ接点づくり、県内産業や企業、就職に関する情報発信を強化する等により県内企業を知る機会を拡大し、若者の県内企業への就職につなげるとともに、新規事業の創出やビジネス人材の育成、起業家教育の展開により若者の起業・創業を支援する等で、若者が活躍できる魅力的な地域づくりを推進していきます。 また、若者の多様な活動や山形の魅力を知る機会の充実として、若者の多様な活動、活躍等の情報発信や、若者の活動に対する顕彰等により、若者の活躍を推進する気運醸成を推進していきます。

26	LIFULL HOME ‘S 総研は、地方創生に向けた新たな考え方、視点を提起するため、令和2年47都道府県の「在住者」と東京圏に在住する「地方出身者」に対するアンケート調査を実施している。その結果、地域における「寛容性」が、若者の流出の一要素であり、地方創生の重要なファクターであると提言している。 当調査では、都道府県ごとに「女性の生き方」、「変化の受容」など6つの項目について数値化し比較しています。山形県は「女性の生き方」を除く5項目が40位代であり、総合指標は44位と下位にある。 若者の活躍を社会全体が支え、結果として若者が本県に住むことを選ぶようになるためには、これまでの考え方を変えていく必要がある旨、明確に提示してはどうか。	県では固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組みを行ってまいりました。しかしながら、依然としてアンコンシャス・バイアスは地域に根強く残っており、継続した取組みが必要であると考えています。 基本の柱2の「現状と課題」に「地域や職場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図り、誰もが個人として尊重され活躍できる包摂性・寛容性の高い地域づくりを進め」と明記します。
27	若者の所得向上には、若者が自ら経営者となる起業や経営者の代替わり（承継）をして事業を引き継ぐ（経営者となる）といった内容も記載しておくといよい。	新規事業の創出やビジネス人材の育成については、若者が活躍できる魅力的な地域づくりへ記載しており、若者の多様な活動を強力に応援してまいります。
28	就業意欲・能力の向上や相談支援体制の充実に農林業への就業支援の項目はあるが、水産業の項目がない。別に取り組まれるのか。	追記いたします。県HP「やまがた漁業START」により、新たに漁業を始める方々や、山形に移り住んで漁業を営もうとする方に向けて本県の漁業の魅力や就業支援等の情報を発信しています。
29	やまがた暮らしの魅力発信に農業だけ記載されているが、林業、水産業、県内の事業所について発信しないのか。	林業、水産業について追記いたします
30	「こども」の呼称・年齢区分は、法令等により異なることから、施策によっては、「青少年」「児童生徒」などの用語を使用しているとあるが、「青少年」は（ライフステージのイメージ）の「若者」と同じ範囲か。	「青少年」の定義を追加します。 なお、「青少年」は、18歳未満の者を指し、「若者」は、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）の者としておりますので、範囲は異なります。
31	放課後児童クラブ利用率の利用率（図20）高学年が低いのは高学年の利用ができないことが要因のひとつか。	放課後児童クラブの対象児童について、高学年の受入れを制限している市町村はありません。 高学年の利用率が低いのは、心理的発達に伴い計画性のある生活を営むことが可能となること等により、ニーズが低いものと思われます。
32	いじめ認知件数の推移で山形県におけるいじめの重大事態の件数を加えることができますか。	「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数の推移」のグラフを掲載します。

33	固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発媒体等による情報発信の強化は地方における今後の取組みで重要であり、若い女性が山形県に帰ってこない要因の一つとなっているものと思料する。さらにこのこと発信を強化してほしい。	アンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発媒体等による情報発信の強化として、動画を活用した意識啓発キャンペーンを実施し、若い女性の県内定着・回帰を促進してまいります。
34	医療職を目指す若者の県内定着回帰の促進は高校段階から切れ目なく県からの情報提供がされる仕組みを構築してほしい。	医療職を目指す若者の県内定着を促進するため、各種セミナーの実施や情報発信に取り組んでまいります。
35	妊娠・出産を支援する体制の充実等におけるプレコンセプションケアを含む妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識を若い世代に普及するために学校教育とは連携しないのか。また、望まない妊娠をした場合のフォロー体制は。	県ではプレコンセプションケアを含む妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識を若い世代に普及するためのセミナーを、高校生や大学生等を対象に実施しており、その際、学校教員とも連携しておりますが、今後も引き続き、学校教育関係部署と連携を図ってまいります。 望まない妊娠をした場合の相談窓口として、各総合支庁に設置しております「性と健康の相談センター」もしくは市町村が設置しているこども家庭センターがあり、相談者の状況に応じた支援を実施しております。
36	医療的ケア児への支援の充実の乳幼児期における保育園や幼稚園へのフォロー体制はあるか。	事業実施主体である市町村が、関係機関との連携会議やコーディネーターを設置して、保育施設に対し支援・助言等を行っております。県は、市町村の取組みに対して、補助を行うなどの支援を行っております。
37	地域の保育ニーズに応じた子育て環境の整備に取り組む市町村への支援とは具体的にどのようなものか。	市町村が保育施設等における環境整備に係る備品購入や改修工事に対して補助事業を行う際に、県もその費用の一部を補助しております。
38	児童虐待の予防対策の推進事業構成の事業構成に学校関係者が記載されていない理由は、関係機関と連携した児童虐待防止キャンペーンの実施等による普及啓発の強化の関係機関を指すのでしょうか。	お見込みのとおり、学校を含む関係機関等との連携の強化により、児童虐待の予防対策に取り組むものです。
39	社会的養護体制の充実の社会的養護が必要なこどもの権利擁護の推進に「こどもからの申立てに応じて」とあるが、こどもへの制度周知やこの制度が機能することは担保されているのか。	こどもの権利や権利擁護の取組みについて「こどもの権利ノート」などを用いてこどもへの周知を図り、こどもの意見等が支援内容に反映されるための仕組みづくりを進めてまいります。

40	先導的な取組みの県全体への普及（事業展開③）の事業構成が県の取組みのみだが、市町村及び企業（事業所）の取組みは記載しないのか。あるいは、事業主等に対する仕事と家庭の両立支援の意識醸成（事業展開②）に含まれるのか。	事業展開②に、県の取組みも含め、整理しました。
41	インターネットの適切・安全・安心な利用に関する知識の普及啓発・環境整備はこどもがSNSにより知らない大人との犯罪に巻き込まれたり、ネットゲームの課金により経済的負担が発生したり、またこどもが加害者になる場合があることから、このような問題の周知を徹底する必要がある。	事業概要に「インターネットの安全利用に関する啓発活動の推進」を追加し、県民への啓発活動を推進してまいります。
42	登下校時の交通事故防止や自転車乗車時のルール・マナー教育・ヘルメット着用の推進は重要であり児童・生徒が被害者や加害者になる場合もあることから、自転車事故の重大性を周知していただきたい。	一人一人が交通社会の一員であることを自覚し、交通安全の意識を高め、交通ルールやマナーを身につけることが重要であることから、交通安全教育・活動の推進に取り組んでまいります。
43	いじめ対策として、学校と警察との連携について記載されてはどうか。また、その連携について児童ならびに保護者に周知すると記載されてはどうか。	社会全体でこどもをいじめから守る取組みの推進において、学校と警察との連携のもと、いじめ防止や適切な対応に努めてまいります。
44	「こども・妊婦のいる場所（特に家庭内）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき」との周知徹底と施策・規制がより一層必要であり、こどもたちの受動喫煙防止についてプランへ位置づけるべき。	「こどもや妊産婦等に対する受動喫煙防止対策の推進」を追記し、引き続き、こどもたちに対する受動喫煙防止に取り組んでいくとともに、基本の柱3「安心して山形でこどもを生み育てるために」において、妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための啓発リーフレットや早産予防のためのリーフレットに、禁煙や受動喫煙防止について記載し、周知啓発を行っております。さらに、禁煙や受動喫煙防止も含み、将来の自分やこどもの健康につながるプレコンセプションケアの普及・啓発を進めてまいります。
45	本プランにおいてインクルーシブ社会に資する取組みはどのようなものでしょうか。	本計画では、基本の柱の4を「困難を有するこども・若者とその家族が未来を切り拓くために」とし、生まれ育った環境によって左右されることのないよう取組みを強化していくこととしております。